

羽津地区まちづくり推進協議会

事業本部、委員会及び事業部会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、羽津地区まちづくり推進協議会規約（以下、「規約」という。）第4条の事業本部、委員会及び事業部会に関する事項を規定し、羽津地区のまちづくりを推進することを目的とする。

(事業本部)

第2条 規約第4条第2項により設置する事業本部は、次の事業を行う。

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①社会福祉事業本部 | 規約第4条第1項第1号及び第4号に掲げる事業 |
| ②社会教育事業本部 | 規約第4条第1項第2号に掲げる事業 |
| ③安全安心事業本部 | 規約第4条第1項第3号に掲げる事業 |

(委員会)

第3条 規約第4条第3項により設置する各委員会は、次の事項を所掌する。

- ①総務委員会
 - 規約の制定及び改廃に関する検討
 - 予算、決算及び財務に関する事項
 - 事業計画の立案及び進捗状況の管理
 - 組織運営の活性化及び効率化
 - 他の部会に属さないニッチ事業及び共通事業の実施
- ②広報委員会
 - 広報紙の発行
 - 地区ホームページの管理運営
 - 地域情報の収集、発信への協力
 - その他本会の広報に関する事業
- ③まちづくり構想委員会
 - まちづくり構想の地区実施案件の推進
 - まちづくり構想の見直し検討、提言
 - その他前条の各事業本部に属さない地域社会づくり事業の企画、提案
- ④女性委員会
 - 女性のまちづくり活動への参画推進
 - 女性会議など女性の意見、要望の収集、取りまとめ
 - 女性の意見、要望を踏まえた諸施策の提言
 - その他、女性の活躍及び発言力向上に関する事項

(事業部会)

第4条 規約第4条第4項により設置する事業部会（以下、「部会」という。）は、概ね、次の事項を所掌する。

- ①児童福祉部会
 - 児童福祉、母子福祉関係事業の実施
 - 福祉ボランティア活動の推進
- ②高齢者福祉部会
 - 高齢者福祉活動の実施

福祉ボランティア活動の推進

③障害者福祉部会

障害者福祉関係事業の実施

福祉ボランティア活動の推進

④人権教育部会（人権まちづくりの会）

人権啓発事業の実施

社会を明るくする運動への協力

⑤健康推進部会

各種体育大会等の事業の実施

スポーツ団体等への協力

健康づくり関係事業の推進

⑥文化部会

各サークル活動への協力

文化関係事業の実施

⑦健全育成部会

青少年の健全育成に関する事業の実施

プレイパークの整備及び管理

⑧環境部会

環境の維持改善に関する事業の実施

市民緑地の整備及び管理

⑨交通安全部会

交通安全対策事業の実施

⑩防犯部会（安全安心まちづくりの会）

防犯パトロールなど防犯対策事業の実施

防犯に関する情報の収集、伝達

（委員会及び部会の構成）

第5条 委員会は、下記の者で、且つ、常任理事会が承認する者で構成する。その人数は概ね20人以内を目処とする。

①加盟団体等が推薦する者

②個人有志

2 部会は、羽津地区内各種団体代表者及び一般有志で組織する。その構成は、別表のとおりとする。

（事業本部役員）

第6条 事業本部を一体的かつバランスよく運営するために、事業本部長及び副事業本部長を置く。但し、副事業本部長については設置せずに部会長に代行させてもよい。この場合、代行順位を予め定めておく。

2 事業本部には、役員や委員（事業本部会構成員）等を置くことができる。これらの設置及び運営については、事業本部に委ねる。

（委員会役員）

第7条 委員会の円滑な運営を図るため、副委員長、書記及び会計を置く。但し、書記及び会計は専任者を置かずに副委員長が兼任してもよい。

2 委員会役員（委員長を除く。）は、委員会構成員の互選により選出する。

3 委員会役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。尚、補欠役員の任期は、前任者の残存任期とする。

(部会役員)

第8条 部会の円滑な運営を図るため、部会長、副部会長、書記及び会計を置く。但し、書記及び会計は専任者を置かずに副部会長が兼任してもよい。

2 部会役員は、部会構成員の互選により選出する。

3 部会役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。尚、補欠役員の任期は、前任者の残存任期とする。

(役員職務)

第9条 事業本部長は、事業本部の事業を統括、調整する。

2 副事業本部長は、事業本部長を補佐し、事業本部長に事故あるとき又は事業本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部会長は、部会を主宰し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、部会の議事、活動等に関する記録を作成する。

6 会計は、部会の予算原案を作成するとともに、予算の執行を管理し、会計報告を行う。

(会議)

第10条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長を務める。

2 部会は、必要に応じて構成員以外の関係者、学識経験者等の出席を求めることができる。

(諮問会議)

第11条 会長が諮問会議への諮問が必要と認識した時は、役員会で設置の可否を決定する。

2 諮問会議の構成員並びに議長、書記等は、会長が指名する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会の議決を必要とする。

(補則)

第13条 この規程に定めのない事項については、役員会に諮り決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日 部分改正 (第3条 女性委員会 第5条 委員会の構成 第6条 副事業本部長の設置 第7条 委員会役員)
- 3 平成28年4月26日 字句修正 (第3条)
- 4 平成29年4月25日 部分改正 (第4条 防災部会を削除、第11条 諮問会議を追加)
- 5 平成30年4月24日 部分改正 (別表)
- 6 平成31年4月23日 部分改正 (第4条、別表)
- 7 令和3年4月13日 部分改正 (別表)

別表

	児童福祉部会	高齢者福祉部会	障害者福祉部会	人権教育部会	文化部会	健康推進部会	健全育成部会	環境部会	交通安全部会	防犯部会	広報委員会	総務委員会	まちづくり構想委員会	女性委員会	各団体計
自治会				4	3	4	4	4	4	2	2	1			28
福祉協力員	9	9	9	1											28
民生委員児童委員協議会	2	2	2	1	1	1	1	1		1	1				13
保護司会							1								1
更生保護女性の会	1			1	1					1	1				5
ふれあいの会		1		1	1										3
青少年育成協議会	1			1	1	1	1	1	1	1	1				9
スポーツ委員会						4									4
四日市北交通安全協会	1	1	1	1	2	1	1	4	3	1	1	1	1		19
母子寡婦福祉会		1													1
スポーツ少年団育成会					1	1	1			1	1				5
小中学校 PTA			1	3	3	3	3	3	3	3	3		3		22
幼稚園 PTA	2					2									4
保育園（所）保護者会	2														2
学校教員				1											1
人権擁護委員				1											1
地区補導代表者							1								1
中央補導員							1								
少年警察協助手										2					2
垂坂山ブルーミングハウス			1			1						1			2
かすみの里															
四季の郷															
羽津障がい児友の会つばさ			1												1
子育て支援ぴよぴよ	1														1
羽津学童保育所	1				2										3
緑の会羽津					1			1							2
一般	α	α	α	α	α	α	α	α	α	α	α	α	α	α	
合計	20	14	15	15	16	15	14	11	11	12	10	2	4		

注) 1. 一般には定数を設けない。